

## 現場説明における条件明示

特記事項	内 容
1. 工程関係	1 令和8年4月17日から令和8年5月15日まで那覇ハーリーに伴うコンテナ等の仮置き場となることから、調査等の際は調整が必要である。
2. 用地関係	1 那覇港内は荷役業者、運送業者、船社等が利用しているため、工事により利用に支障が生じる場合は事前に調整を行うこと。
3. 公害関係	1 赤土等流出防止対策を行い、土砂の流出を防ぐこと。 事業行為通知書の提出先は 沖縄県 環境部 環境保全課
	2 土壌汚染対策法に係る届出については、現時点では土壌汚染対策法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査の命令基準には該当しないことを確認した旨、通知を受けている。
4. 安全対策関係	1 当該地は埋立地として設定しているが、本工事において不発弾等が発見された場合は、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員へ報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示があるまでは、触れずにそのままの状態での保存すること。
	上記については、下請け業者へも周知すること。
5. 積算条件	1 本工事の工種区分は、港湾整備工事とし工事区分は舗装である。
	2 残土処理は、那覇港新港ふ頭11号岸壁背後埋立地を予定している。運搬距離は0.5kmである。 また、受入地の残土配置場所については、現場担当の指示に従うこと。
	3 本工事の間接費(一般管理費)は、契約保証に係る補正率を「金銭的補償」として補正している。
6. その他	1 本工事は、下記の基準を適用している。 ○港湾請負工事積算基準書(令和7年度版) ○沖縄県土木工事標準積算基準書(令和7年度版) ○実施設計単価表(令和8年1月1日版)